

「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

年次報告書(平成30年度版)の概要

1 平成30年度における食の安全・安心に関する情勢

「全国高等学校総合体育大会」の開催に伴い、県では、「全国高等学校総合体育大会食品及び生活衛生対策監視指導計画」を策定し、食の安全・安心に係る監視指導を強化したところ、期間内に食中毒等の健康被害の発生はありませんでした。

食中毒は8件の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は10件ありました。食中毒の内1件は毒キノコ（ニセクロハツ）の採取・喫食によるもので、1名が亡くなりました。この他、食中毒被害はなかったものの、有毒の可能性がある魚（ソウシハギ）が県内で流通したことから、県内の水産卸売業者等に再発防止のための注意喚起を行いました。

2 平成30年度に実施した施策

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物（水産）用医薬品の販売事業者及び使用者等への立入検査や指導等を行いました。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。
- ③ 食品等事業者団体と連携し、食品等事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進したほか、食品表示等の監視指導、食品の収去検査及びと畜検査等を実施しました。
- ④ 豚コレラ等の発生を防止するため、生産者等に消毒の徹底や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しました。

【今後の対応】

生産資材や食品等が適正に生産、加工、流通、販売されるよう、関係団体等と連携し、監視指導や検査等を行います。また、家畜伝染病の発生防止を図るため、発生事例をふまえた対策の研修会等の開催と併せ、個々の農場の状況に合わせた適正な防疫指導を行います。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」など、食品等事業者の取組を広く周知しました。
- ② 食品関連事業者等に対し、HACCPの制度化を含む食品衛生法等について、最新の情報を提供するとともに、研修会等により、コンプライアンス意識の向上を図りました。

- ③ 国際水準GAP及び水産エコラベルの認証取得をめざし、生産者等に対する指導・助言等を行いました。
- ④ みえジビエの衛生管理及び品質の向上のため、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定しました。
- ⑤ 毒キノコを採取・喫食したことにより1名の方が亡くなったことから、直売所や食品等事業者等に対し注意喚起を行いました。

【今後の対応】

県民に対し、食品関連事業者等が自主的におこなっている安全・安心確保に関する情報を提供します。また、食品関連事業者等のコンプライアンス意識向上を図るとともに、有毒な食品等に関する注意喚起を行います。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 学校関係者を対象とした講習会を開催するとともに、子どもたちが食生活に関心を持つよう、メニューコンクール等を実施しました。
- ② 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、野菜摂取促進やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。

【今後の対応】

県民が食の安全・安心に関する知識・理解を深め、適切に食品等を選択できるよう、関係団体等と連携し、県民の立場に立った情報や学習機会を提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品等事業者を対象とした食品衛生・表示の講習会や学校給食関係者等の資質向上のための講習会を開催するとともに、食品衛生責任者、国際水準GAP等の認証取得を指導する指導員、三重県農薬管理指導士及び魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者及び行政による意見交換会を開催し対話を進めました。

【今後の対応】

食品関連事業者等の食の安全・安心確保に関する資質向上や人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者及び行政等の多様な主体が相互理解を深め、連携・協働していけるよう取り組みます。